

『学びのユニバーサルデザイン』を活用した学びやすい環境の調整 —「CAST」の提唱を踏まえて—

佐々木 創*

The environmental adjustment that is easy to learn that utilized
“Universal Design for Learning”. —Based on a proposal “CAST”—

Sou SASAKI*

Key words : 障害学生支援 Obstacle student support
合理的配慮 Reasonable accommodation
セルフアドヴォカシー Self-advocacy

1. はじめに

独立行政法人日本学生支援機構が毎年行っている調査によると、高等教育機関へ在籍している障害のある学生数は、最新の2017年度調査で31,204人（在籍率0.98%）と発表されており、約100人に1人の計算で高等教育機関に在籍していることとなる。統計を取りはじめた2006年度の調査では4,937人（在籍率0.16%）であった。高等教育機関に学ぶ障害のある学生は、11年で約6.3倍にも増加している。背景として、以前は障害と言えば見た目で見えるような障害（視覚・聴覚・肢体不自由等）があることを指していたが、一目では障害があると判断できない精神障害・発達障害・病弱虚弱の学生が増加していることが挙げられる。ひと昔前であれば精神障害・発達障害・病弱虚弱の学生は、高等教育機関で学ぶという意識が低かったように思われるが、今日では「合理的配慮」「バリアフリー」「ユニバーサルデザイン」という概念の下、学びを得ることが出来ている。

ここでは、アメリカのCAST（障害のある子どもを含む全ての子どもたちに適応できるように教育の仕方を変えていく視点での研究・開発団体）の『学びのユニバーサルデザイン』というア

プローチに焦点を当て、高等教育機関における、障害の有無に関わらず誰もが学びやすい環境づくりの確立について模索する。

2. ユニバーサルデザインとは

世間一般で言われるユニバーサルデザインとは、年齢・性別・身体的状況・国籍・言語・知識・経験等の違いに関係なく、全ての人を使いこなすことのできる製品や環境等のデザインを目指す概念のことである。同様の意味で多く用いられるバリアフリーとは思想的な違いがある。

ユニバーサルデザインの起源は、自身が障害者（マイノリティ）であったロナルド・メイ（ノースカロライナ州立大学）が、健常者（マジョリティ）による「障害者だけの特別扱い」に嫌気がさして、最初から多くの人に使いやすいものを作る設計手法として発明。一方、マイノリティである障害者・高齢者などの生活弱者のために、生活上に存在する物理的な障壁（バリア）の削除を行う手法が、バリアフリーである。

バリアフリーは、主に障害者・高齢者などを対象として策定されているが、ユニバーサルデザインは、個人差や国籍の違いなどに配慮しており、全ての人を対象とされている。普及の方法も大きく違い、バリアフリーは法律等で規制することで普及させる「行政指導型」だが、ユニバーサルデ

* 東北女子大学

デザインは、良いものを褒めて推奨する「民間主導型」であり、大きく異なっている。

2-1. 身近にあるユニバーサルデザイン

我々は日常生活において、毎日のようにユニバーサルデザインを目にしている。一目で分かるものから、注意して見なければ分からないものまで存在しているが、ここではユニバーサルデザインの一例を挙げる。

◎センサー式蛇口

手を差し出しただけで水が出る蛇口は、手に障害のある人や握力が弱い人でも、簡単に利用できる。

◎自動ドア

誰にでも簡単に使用できる自動ドアはユニバーサルデザインの代表例。車いすを使用している人だけでなく、両手に荷物を持っている人や子どもを抱いている人など、すべての人に便利。

◎ペットボトル（大型サイズ）

胴体に、指を引っ掛けるためのくぼみがある。そのおかげで、握力の弱い人でも重いペットボトルを持ち上げやすく、注ぎやすいように工夫されている。

◎多目的トイレ（みんなのトイレ）

十分なスペースに、ベビーシートなどの設備があるこのトイレは、乳幼児連れや車いす利用の人だけではなく、誰もが気持ちよく利用できる。

◎シャンプー容器の突起

シャンプーの容器には、側面と上部に突起が付いている。同じような形をしているが突起の無いリンスなどの容器と区別を付け、触っただけで区別が出来るようにする為である。視覚障害者だけのものではなく、頭を洗っている時などの目をつぶっている場合にもシャンプーとリンスを区別することができる。

◎紙幣（日本銀行券）

紙幣の左下を触ってみると、額面毎に違った形状のザラザラした印刷部分がある。視覚障害者でも、触っただけで額面が判断できる。また、額面毎に大きさも違っている。

◎音響時間表示信号機

音や音声で青信号を知らせて、視覚障害者など安全に横断歩道を渡ることができる。また、青信号までの時間を視覚的に表示することにより、誰にでもわかりやすく、イライラせずに安心して横断することができる。

◎缶入りアルコール飲料・牛乳パック

缶ビールなどのアルコール飲料の上部には、「お酒です」という点字が付いている。これは、アルコール飲料であることを知らせるため、視覚障害者でも、他の飲料と区別できるようになっている。牛乳パックも同じ理由で、上部に丸い切り込みが入っている。

◎エレベーター

エレベーター内には押しボタンが横面にも設置されている。車いすに乗ったまま押せる為ではあるが、小さい子どもでも高層階へ行くボタンを押すことが可能になる。また、横面の押しボタンで行き先を指定した場合、揺れを緩和するためエレベーターの運行速度が減速されるタイプの機種もある。



◎料金投入口の大きい自動販売機

コインの投入口が大きくなっていて、商品の選択ボタンが高い位置と低い位置の両方に設置してある。また、商品や小物を置けるテーブルが付いており、取り出し口が、しゃがまわずに楽な姿勢で商品を取り出すことができる位置についている。



◎ピクトグラム（絵文字）

交通施設、観光施設、商業施設、公共施設など様々な場所で使われているピクトグラムは、海外からの旅行者や細かい文字の見えにくい高齢者など、すべての人が伝えたいイメージを一目で理解することができる。文字や漢字が読めない子どもでも、絵を見て理解しやすい。代表的なものとして、トイレや非常口等がある。



2-2. バリアフリーとの相関性

同じような意味合いで用いられる「バリアフリー」は障害者・高齢者などの特定の人を対象として、快適に生活できるよう後から障壁（バリア）をなくすという意味である。例として、階段しかなかった出入口の横にスロープを設置する・開き戸しかついていなかった扉を自動ドアに変更するということが挙げられる。

一方、「ユニバーサルデザイン」は障害の有無に関係なく、始めから全ての人が使いやすく便利なものを広めることであり、バリアフリーに比べると対象者が広がる。出入口には、設計段階から階段や段差を作らず平らにする・扉は全て自動ドアを設置するという相違点がある。

両者は、ユニバーサルデザインが追いつかない

部分をバリアフリーでカバーしていくような共存関係である。一般的にはバリアフリーを一步進めた考え方が、ユニバーサルデザインであるとも言われている。

ユニバーサルデザインもバリアフリーも、それぞれがハード整備とソフト事業の2種類に分類されている。ハード整備とは、物理的に都市基盤や建物、乗り物、建造物などを整備する事を指す。例えば、歩道や公園出入り口の段差を解消することにより、車いすを使用している方や足の不自由な方が通行できるようになる。併せてユニバーサルデザインの考えも活かされており、自転車の方やベビーカーを押す人などが安全に通行できるようになる。

一方、ソフト事業は心の啓発（教育）と言われている。いくら物や施設などのハード面が整備されたとしても、サービスを提供する人の心のやさしさや思いやりがなければ、本当の意味でのユニバーサルデザイン（バリアフリー）にはならない。

「障害者・高齢者が安全に円滑に利用できる、住みよい福祉のまちづくり」を行うバリアフリーには『心のやさしさや思いやり』がある。また、「全ての人を使いやすいものを作ろう」というユニバーサルデザインの思想にも『心のやさしさや思いやり』がある。

共通する『心のやさしさや思いやり』の精神は、「すべての人を個人として尊重し、思いやりの心を持って助け合う態度を育て、共に生きる人間の心の育成を目指す」福祉のこころの育成に通じている。

ユニバーサルデザインとバリアフリーとは、異なる考え方に基づいて生み出されたものではあるが、両者とも、すべての人が「福祉のこころ」を持つことに変わりはない。

3. 学びのユニバーサルデザイン (UDL)

教育の現場で「すべての人を個人として尊重し、思いやりの心を持って助け合い、共に学ぶ」ためにはどうあるべきかを考えたい。我が国の現状としては、小学校から高等教育機関までの多くの教

育現場で「全員一律で対応させようとする」カリキュラムが一般化されている。いわゆる“ふつう”の人に対応しており、特別な能力や才能を持った人や障害のある人は“ふつう”の障壁に阻まれがちである。

学習環境において、ひとりひとりの個人差は特別ではなく当たり前のことであるので、カリキュラムが“ふつう（平均域）”のニーズに合わせて設定されていると、個人差に対応できず、“ふつう（平均域）”の基準に合わない人を排除することになり、「すべての人を個人として尊重し、思いやりの心を持って助け合い、共に学ぶ」機会を提供できないことになってしまう。構造的には、カリキュラムを設定する側（教える側）が、学ぶ側よりも優位に立ってしまっているのである。

そこで、「授業でどう教えるか」ではなく、「どのように学ぶか」という活動を捉えているのが『学びのユニバーサルデザイン (Universal Design for Learning=UDL)』である。UDLとは、CASTが提唱した、学習者が主体的に学ぶことができるようにするための理論的枠組みで、前述のユニバーサルデザインを“学習”に応用させた理念である。UDLは、アメリカのNCLB法（落ちこぼれ防止法：2001・この法律の施行により、英語が母国語ではない子ども、特別なニーズのある子ども、学力が高い子どもも含めて全ての子どもの学力を、学校が保障しなくてはならなくなった）をきっかけに、一人一人学び方が異なる子どもにどうやって教えるのがよいのか検討され、注目されるようになった。

UDLはロナルド＝メイス（ノースカロライナ州立大学）が展開したユニバーサルデザインの7原則に影響を受けている。

3-1. ロナルド＝メイスの7原則

ロナルド＝メイスは1941年アメリカの生まれで、建築設計者として世界で認められた人物であり、ノースカロライナ州立大学のユニバーサルデザインセンターで教鞭を執った、優れた教育者でもある。併せて、ユニバーサルデザインの父と呼

※1 〈メイスの7原則〉

原則1：公平
誰にとっても有益であり、公平に操作する事が出来る。でき得る限り全ての人が、時と場所を選ばず同じように使いこなせること。
原則2：柔軟（自由）
幅広い人たちの好みや能力に有効であること。誰にとっても思い通りに使えること。
原則3：単純
理解が簡単であり、一目見ただけでもすぐに理解できること。
原則4：明確
わかりやすい情報であること。使用する人の知りたい事が、わかりやすく丁寧に説明されていること。
原則5：安全
安心・安全であること。使い方を間違っても、危険を最小限に抑えること。
原則6：身体的負担が少ない
能率的で快適であり、長時間の使用などで疲れないこと。
原則7：空間
体の大きさや、姿勢、移動能力に関係なく、楽に使いこなせること。

ばれる人物である。自身も電動車いすを使用する障害者であったメイスが中心となり、世界中に呼びかけた「ユニバーサルデザイン」の7原則を紹介する（※1）。

以上の7原則を基に、UDLガイドラインは「提示のための多様な方法」「行動と表出のための多様な方法」「取り組みのための多様な方法」を提供できる内容となっている。

3-2. 提示のための多様な方法

学習に関する情報の認識・理解は、学習者によって異なる。視覚や聴覚に障害のある人・読みや書きに特化した学習障害のある人・言語や文化の異なる人の学習内容に対するアプローチは、それぞれ違った方法が必要になる。誰であっても、単に学習に関する情報を得るだけならば、印刷された文面より、視覚的または聴覚的な手段の方がより早く、効率が良いだろう。

多様な提示方法が存在する学習ほど、学習者は内容そのものはもちろん、他の事柄と結び付けていくことができるので、効率の良い学びが発生す

る。つまり、全ての学習者に最適な1つの提示方法やアプローチが存在するのではなく、様々なオプションを提供することが不可欠である。

◎知覚するための多様なオプション

〈聴覚情報を代替の方法で提供する〉

- ビデオ教材に字幕をつける
- 口頭言語を手話でも提供する など

〈視覚情報を代替の方法で提供する〉

- 読み上げソフトを提供する
- 文字文章を音読する支援員の同席を許可する など

〈情報の表し方をカスタマイズする〉

- 文字、画像、グラフ等の視覚的コンテンツの大きさを変更する
- 話す速度や音量、声色を変える
- 印刷物のフォントを変える など

◎言語、数式、記号のためのオプション

〈語彙や記号をわかりやすく説明〉

- 難しい言葉や表現、複雑な数式などが、どのような構造になっているのか、簡単な言葉や記号に分解し、分かりやすく表示する など

〈構文や構造をわかりやすく説明〉

- 構造的な関係を目立たせたり、より分かりやすいものにして、すでに学習している構造と結びつける など

〈文や数式や記号の読み下し方をサポート〉

- パソコンの読み上げ機能を使用する など

〈別の言語でも理解を促す〉

- 分野特有の言葉を一般的な言葉に置き換える（“加法”を“足し算”に） など

〈様々なメディアを使って図解する〉

- 文字情報と併せて掲示されたイラストやチャート、図表などをわかりやすくつなげる など

◎理解のためのオプション

〈背景となる知識を活性化または提供する〉

- 前もって理解しておくべき重要な概念について、デモンストレーションや見本を通して事前に教える など

〈パターン、重要事項、全体像、関係を目立たせる〉

- 重要事項を強調するために、多様な正答例（成功例）や失敗例を示す など

〈情報処理、視覚化、操作の過程をガイドする〉

- 情報をより小さい“要素”に分解する など

〈学習の転移と般化を最大限にする〉

- 時間をおいて復習や練習する機会をしっかりと取る など

3-3. 行動と表出のための多様な方法

どのように学習を進めたり、自己の知識を表現するかは学習者によって異なる。重度の運動機能障害がある人・発達障害があるために方略的な考えで、見通しを立てて行動する事に困難のある人・言語の壁がある人へはそれぞれ全く違うやり方で学習課題にアプローチしなければならない。

自分の伝えたいことを言葉ではなく書いて表現するのが得意な人もいれば、逆の人もいる。また、行動と表出には多くの方略や練習、思考の整理が必要であるが、これらも学習者によって異なる。

現実として全ての学習者に最適な1つの行動や表出の方法は存在しないので、行動と表現のための様々なオプションを提供することが不可欠である。

◎身体動作のための多様なオプション

〈応答様式や学習を進める方法を変更する〉

- ペンや鉛筆で記入することやマウス操作に代わる代替手段を提供する など

〈教具や支援テクノロジーへのアクセスを最適にする〉

- タッチパネルやキーボードのオーバーレイを自分用に調整する など

◎表出やコミュニケーションに関するオプション

〈コミュニケーションに多様な手段を使う〉

- 実際に手や体で操作するもの（ブロック、3D模型、数ブロックなど）を用いる など

〈制作や作文に多様なツールを使う〉

- 電卓、ドットの入ったノート、グラフ用紙などを用いる など

〈支援のレベルを段階的に調整して流暢性を伸ばす〉

- 自力でできることやスキルが増えるにつれて段階的に支援を減らす など

◎実行機能のためのオプション

〈適切な目標を設定できるようにガイドする〉

- 目標、目的、スケジュールなどを目立つ場所に掲示する など

〈プランニングと方略開発を支援する〉

- 行動する前に“ストップ&シンク”させる合図や場所を決めておく

〈情報のマネジメントを促す〉

- メモを取るためのチェックリストやガイドを提供する など

〈進捗をモニターする力を高める〉

- セルフモニタリングや振り返りを導く質問をする など

3-4. 取り組みのための多様な方法

感情は学習のカギを握る重要な要素だが、どのような方法で学習に取り組むのか、やる気を出せ

るかは学習者によって様々であり、感情に影響を与える要因は、個人によって異なる。脳科学的な要因や文化的な要因、個人の主観や学習者の背景にある知識や経験など、他にも様々である。目新しい学習に張り切る者もいれば、不安を感じて取り組まずに、いつも決まった事柄に取り組むことを好む学習者もいる。一人で取り組むのを好む学習者もいれば、集団の中でなければ取り組まない学習者もいる。現実として、全ての学習者にとって全ての状況で最適な1つの取り組み方法はなく、取り組み方についても多様なオプションを用意することが不可欠である。

◎興味を引くための多様なオプション

〈個々人の選択や自主性を最適にする〉

- 学習者がごほうびや合格のしるしを自分で決める機会を与える など

〈自分との関連性・価値・真実味を高める〉

- 積極的な参加、新しいことの探索や実験ができる作業を提供する など

〈不安要素や気を散らすものを最小限にする〉

- 知的刺激（周囲の雑音、視覚的刺激など）のレベルを調整する など

◎努力やがんばりを継続させるためのオプション

〈目標や目的を目立たせる〉

- 長期の目標を短期の目標に分割するよう促す など

〈チャレンジのレベルが最適となるよう、課題のレベルやリソースを変える〉

- 合格とみなす出来上がりの自由度を個々に応じて変える など

〈協働と仲間集団を育む〉

- 共通の興味や活動に取り組む学習者のコミュニティを構築する など

〈習熟を助けるフィードバックを増大させる〉

- 失敗や競争ではなく、本質的で有益なフィードバックを与える など

◎自己調整のための多様なオプション

〈モチベーションを高める期待や信念を持てるよう促す〉

- 振り返りをしたり自分の目標を決めたりする

機会をもつような活動を援助する など
〈対処のスキルや方略を促進する〉

- 特定の教科に対する苦手意識や“生まれつきの”才能だという考え方を適切に解決する（「どうせ算数は苦手」ではなく「どうやって苦手を解消したらよいか」と考える） など
〈自己評価と内省を伸ばす〉

- 自分の行動の変化をモニターするために、その行動のデータの収集、図表化、表示することを学ぶために、個別に支援するためのリソースを用意する など

3-5. 合理的配慮との相関性

例えば、学ぶ意欲のある視覚障害者に、みんなと同じ紙の教科書を渡しても、当然ながら読むことはできない。その時点で「視覚的な情報しか提供されないカリキュラムの障害」が発生していることになる。

紙の文字を読むことが苦手な学習者に障害があるのではなく、紙の文字を読まなければいけないカリキュラムに障害があると考えることが出来る。UDLは、学習者が主体的に学ぶことができるようにするために学ぶことができるようにするための理論的枠組みであるので、カリキュラムの障害やバリアを取り除くための方法であると言える。

視覚障害のある学習者を読めるようにするのは非常に大変なことであるが、読む以外の他の方法を提供することは比較的難しくはないはず。カリキュラムの障害に学習者が気づき、多様なオプションの行使を求める行為こそが合理的配慮である。

合理的配慮（カリキュラムの障害を取り除くための手段）の主な内容には「学習のためのオプション」「代替手段」「段階的な支援」「調節」がある。「オプション」は学ぶための環境や教材の選択肢、「代替手段」は学習者が自身に合った必要な方法に変更すること、「段階的支援」は提供した支援を必要に応じて減らしていくこと、「調整」は逆に支援を増やしていくことである。

例えば社会科の時間に英語の映像教材を用いたため、よく理解できない学習者がいた場合には、教材に日本語の字幕を入れることは有効なオプションであると言える。しかし英語のリスニングの時間に同じような手法を用いてしまっただけでは本末転倒である。このように合理的配慮を提供するためには、そもそも授業の本質が何であったかを明確にする必要がある。

“読書感想文を書く”という授業では、本質は「感想」を書くことであるので、読むことが苦手な学習者はPCの音声読み上げ機能を使用しても本質は失われない。また、書くことが苦手な学習者はPCを使用することも本質を失われない。しかし書道の授業では“筆で書く”ことが本質であるので、PCで毛書体の字を印刷することは本質が失われている。

合理的配慮は捉え方を間違えてしまうと、学習者にとっても教える側にとってもマイナスになってしまうケースがある。合理的配慮の整合性が問われるようなケースがある場合、「学習者が主体的に学ぶことができるようにするために学ぶことができる」ためにはどうすべきか、UDLの理念に立ち返ることをお勧めしたい。

4. 教育のユニバーサルデザイン化

現在、多くの教育機関（特に小学校）ではユニバーサルデザイン教育が謳われている。ユニバーサルデザイン教育とは、年齢や障害の有無にかかわらず、すべての児童・生徒に分かりやすいように工夫された教育のことで、特別支援教育と混同されるケースが多い。しかし特別支援教育と異なる点は、障害の有無に関わらず、すべての児童・生徒を対象としている点である。実際の教育現場を見ると、ユニバーサルデザイン教育の定義は教育者それぞれにバラバラで、学校内で統一基準がなく混乱している場合が多い。特別支援教育と混同している教育者も少なくない。

ユニバーサルデザイン教育では“みんながわかる・できる授業づくり”“指導や学習環境、教具を統一化する”という考えをもてはやす傾向にあ

る。“みんな”や“統一化”という観点は、何を基準にしているのか疑問がある。繰り返すが、ユニバーサルデザインとは「年齢・性別・身体的状況・国籍・言語・知識・経験等の違いに関係なく、全ての人が使いこなすことのできる製品や環境等のデザインを目指す概念」であって、そのアプローチの方法は多様性を前提としている。それぞれのやり方に合わせて調整したりできるよう、柔軟に対応できるようにでなければならない。“みんな”や“統一化”のように万人に通用する1つの方法はあり得ないし、画一化すればするほど「できない学習者」を増やしてしまう。

多数派に良かれと思う指導法を用い、学びを得られていない残りの数名に個別にオプションを追加すれば良いという考え方もある。だが、オプション追加の対象者が多くなれば、教える側の負担も増えてしまう。数名のためのオプションを提供するのではなく、最初からオプションを標準装備していれば、教室にいる学習者全員に開かれた指導を行うことができる。特別なニーズがある学習者へのオプションが、周囲の学習者にとっても有効であることは少なくない。

だが、日本でUDLの認知は残念ながらまだまだされていない。現行のユニバーサルデザイン教育を否定する訳ではないが、ロナルド・メイスの提唱するユニバーサルデザインを学習に応用させ“ひとりひとりがわかる・できる授業づくり”“指導や学習環境、教具を個人にあわせる”UDLを多くの教育者に知ってもらいたいと強く思う。

4-1. UDLの実践例

ここではUDLの実践例を提示する。あくまでも実践例であるので、その方法がひとりひとりの学習者に未来永劫マッチするわけではなく、定期的な見直しでオプションを変更して行かなければならないことを付け加える。

◎授業に集中できるよう、黒板の周りの装飾は最低限にする。一日の流れや授業の流れを掲示する。（取り組みのための多様な方法）

◎分かる言葉で伝える。ゆっくり話す。ポイント

を板書する。(提示のための多様な方法)

- ◎ルールを設定をする。クラス内のルールをきちんと定め、明文化する。(行動と表出のための多様な方法)
- ◎ルールを分かりやすい所に掲示する。(取り組みのための多様な方法)
- ◎チョークの色を変える。フォントを丸ゴシック体に変える。(提示のための多様な方法) ※一般的に識字障害がある人は明朝体を文字と認識できないと言われており、ゴシック体の中でも丸みのある文字が読みやすいとされている。
- ◎タブレット端末を利用して授業をする。授業の振り返りシートを使用する。(行動と表出のための多様な方法)

実践例は、支援の必要な学習者に対しては「必要不可欠」、その他の学習者に対しては「あったらいい」支援であると言える。UDLは少しの工

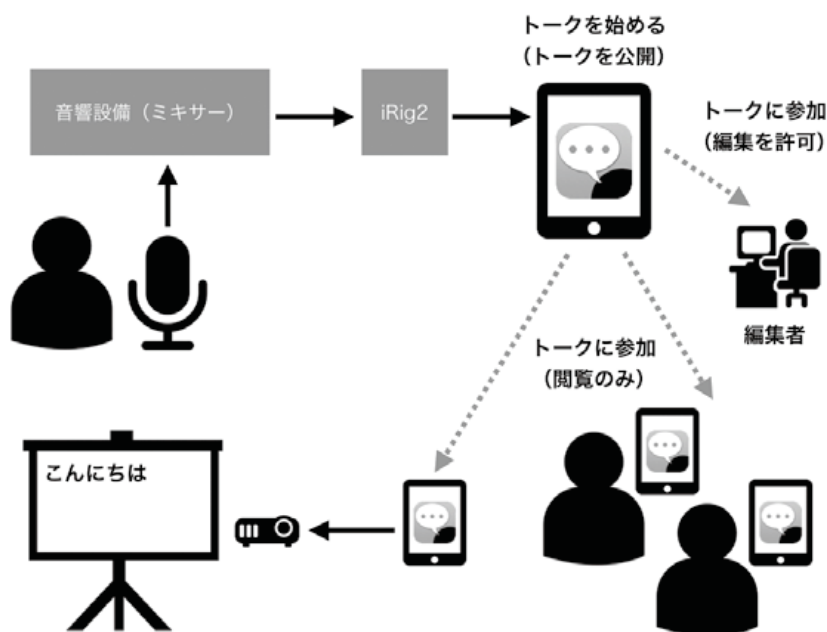
夫で、「今日から」始めることができるのではないだろうか。

4-2. 支援機器のトレンド

実践例でも挙げたタブレット端末を使用した授業は、比較的多くの教育機関で浸透してきた。タブレット端末はタッチ式が主であるので、紙にペンや鉛筆で記入することやPCのマウス操作ができない学習者の代替手段として多く用いられている。教科書も端末の中に取り込まれているので、視覚障害のある学習者は読み上げ機能を使用することで学びを得ることができる。また、支援の必要がない学習者にとっても有益な支援機器であると言える。

ここではトレンドとして、『UDトーク』というアプリ(※2)を紹介する。UDトークのソフトウェアはShamrockRecordsIncにより、高齢

※2 UDトーク使用例



者や障害者への配慮のために開発された。スピーチを音声認識し、リアルタイムに文字化する事ができる。話す人が画面への文字の出方を確認しながら発話することができる。まれに発話と画面の文字に相違が出る場合もあるが、編集の補助者がいる場合には手入力ですぐに訂正することができる。同じ会場にいる人がスマートフォンやタブレットなどの端末でUDトークを起動し、発話者のIDにログインすれば、全員の画面に字幕が出てくる。自動翻訳機能を搭載しているので、指定した言語にリアルタイムで翻訳する事も可能である。また、音声読み上げ機能もある。発話は記録されるので、議事録に使用される場合も多く、最近では講演会や会議でも使用されている。

アプリは無料版と有料版が用意されておりAppStore、GooglePlayからダウンロードすることができる。通常使用する場合は無料版でも十分な機能が搭載されている。

あくまでもUDトークは一例であるが、支援機器を使用することは、支援が必要な人に対しては「必要不可欠」、その他の人に対しては「あったらいい」支援の一端ではないだろうか。

5. セルフアドヴォカシーの育成

「セルフアドヴォカシー」とは、権利擁護（アドヴォカシー）の1つの形で、権利を訴える行為を誰か他の人にやってもらうのではなく、権利の主体である自分自身（セルフ）が行う行為である。障害のある学生にとって、合理的配慮は卒業後も向き合っていく課題になることであろう。教育機関で学ぶためには“わからない”“できない”ことに気付き、自分で言えるようになることが大切である。人によっては他人に頼ることを嫌う者もいるかもしれないが、壁にぶち当たった時に「自分に必要な支援」に気づき、都度意思表示をすることが必要なのだ。

この過程の中には、自身の障害特性を肯定的に受け入れ、支援のニーズを明確化した上で他人に自分自身を説明して行く力が必要になる。

社会に出れば障害のある学習者も、そうでない

者も、自分が力を発揮して働くための環境を整える必要がある。就職して初めて、環境調整を実践するのは難しいことである。しかし、学生の間であればいくらでも失敗が許される。今のうちに、社会に出るための練習だと思って、少しずつ「自分の力が発揮できる環境調整力」を身に付けさせたい。きっとそれが、自分自身の権利を護る力（セルフアドヴォカシー）になるはずである。よって我々教育機関に従事する者は、学生ひとりひとりの話に耳を傾け、「ばかげた事を言っている」「合理的配慮はワガママ」「非合理」「甘え」と言った考えを持たずに、小さなことでも良いので、訴えを聞き入れる必要がある。それを行うことで、我々のセルフアドヴォカシーも醸成されていくのではないだろうか。

6. 課題と展望（まとめ）

今日、高等教育機関へ在籍している31,204人の障害学生は、どのような支援を受けているのであろう。本人が満足する支援を受けられている者もいれば、そうではない者もいる。もちろん合理的配慮は当該学習者から申請がなければ提供する事はできないので、「障害があると思われる」からと言って勝手に支援をすることはできない。人権問題で裁判に発展するケースも少なくない。双方の建設的対話がなされなければ支援を始められないのが現状である。

高等教育機関の「業務」について改めて考えてみたい。個人によってそれぞれやるべきことはあるが、「授業をすること」が一番の「業務」であることは明白である。学生は我々と契約を結んでいる。「授業料」の支払いと引き換えに、大学で教育サービスを受けることができる。どの学生も同じ金額で契約しているので契約内容に差をつけることはできないし、まして障害のある学生が合理的配慮を受けることは当然認められる。法律でも保障されている権利であるので、合理的配慮の申告を遠慮することはない。

高等教育機関にとって、合理的配慮の提供は負担が大きいと思われがちであるが、授業の進め方

についてはUDLを上手く活用することで、障害のある学生にとっても、そうでない学生にとっても有益なものになるであろう。

教育の現場で「すべての人を個人として尊重し、思いやりの心を持って助け合い、共に学ぶ」ようになることは、我々に懸かっている。カリキュラムや教え方は画一的でなくてもよい。「みんなちがって、みんないい」と、ひとりひとりを認め、様々なオプションの提供が可能になることを願っている。

〈参考文献〉

- 独立行政法人日本学生支援機構 教職員のための障害学生修学支援ガイド（平成26年度改訂版）
- 独立行政法人日本学生支援機構 大学、短期大学および高等専門学校における障害のある学生の支援に関する実態調査結果報告書（2006～2017）
- 独立行政法人日本学生支援機構 合理的配慮ハンドブック
- CAST 学びのユニバーサルデザイン（UDL）ガイドライン
- UDL研究会 わかりたいあなたのための学びのユニバーサルデザイン
- PEPNet-Japan 聴覚障害学生サポートブック
- ShamrockRecordsInc UDトーク